

営業者の食品衛生管理者との関係証明

- 1 食品衛生管理者 は営業者 の届出済の施設以外の他の業
務には一切従事しない

- 2 食品衛生管理者の従業時間は営業所の営業時間たる午後 時より午後 時まで

(但し業務の必要による時間外勤務の場合はこの時間を含む)とし、従業員時間中は必ず指定の場所において食品衛生管理の業務に当る。

- 3 月俸 円とする。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

営業者

(法人にあつては、名称及び代表者名)

食品衛生管理者